

#### 4. 2 議員アンケート結果報告書

掲載にあたっては、報告書全体の整合性やプライバシー等に配慮して、固有  
名詞等については符号化等した。

不正入札事件再発防止に向けた  
議員アンケートに関する  
分析結果報告書

平成 16 年 5 月 26 日

あずさ監査法人

## 4. 2 議員アンケート結果報告書

### <目次>

- (1) アンケート調査の概要
  - ア はじめにー本件アンケートの経緯等について
  - イ 当監査法人が実施したアンケート調査の概要
    - (ア) アンケートの目的
    - (イ) アンケート実施対象者と回収と回答状況
    - (ウ) アンケート設問の概要
  - ウ 本報告書に関する留意点等
  
- (2) アンケート調査結果
  - ア 総括意見
    - (ア) 立川市職員との関係について
    - (イ) 業者等との関係について
    - (ウ) 立川市の入札・契約制度等について
    - (エ) 今後検討すべき課題等について
      - a 議員倫理条例の制定
      - b 「働きかけ・口利き」等に関する具体的なガイドラインの制定
      - c 議員と職員との関係におけるその他の施策
      - d 業者との関係における具体的なガイドラインの制定
  - イ アンケート結果の詳細
    - (ア) アンケートにおける各設問の回答状況
    - (イ) 談合や不正入札の防止策に関する自由意見（全件）

## (1) アンケート調査の概要

### ア はじめにー本件アンケートの経緯等について

平成 15 年 10 月に発覚した立川市の水道工事契約に関する競売入札妨害事件について、立川市では 10 月 10 日に、今回の入札・契約事務にかかわる不祥事の動向及び捜査状況を基に、組織内部の再点検と再発防止、職務執行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、庁内に「立川市入札事件再発防止調査委員会」（委員長豊田助役）の設置を決めた。また、事件の原因究明と再発防止を目的として、平成 15 年 11 月 25 日に立川市議会が「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会（委員長中島光男議員）」を設置した。

立川市入札事件再発防止調査委員会は今回の事件を受けて、再発防止のために、「職員及び業者等の実態」及び「入札・契約をめぐる様々な問題や課題」の 2 点について調査分析を行うこととなった。

まず、「職員及び業者等の実態」の調査は、業者等の介入の実態や、不正入札発生メカニズム、職員モラルの実態の解明を目的とし、工事発注部署や契約部署（平成 12 年度以降の退職者含む）の職員を対象に面談方式で行う「関係者からの実態ヒアリング調査」と、係長級以上の全職員（平成 12 年度以降の退職者含む）及び係員を対象に郵送アンケート方式（希望者のみ回答）で行う「職員提言及び実態調査（以下、職員アンケート）」を実施した。いずれも、公明性を保つため、弁護士会の各支部の推薦を受けた弁護士が作業チーム（実態等調査プロジェクトチーム）を作り、調査・分析を行った。

調査・分析の結果は、平成 16 年 3 月 30 日付で弁護士の作業チームである実態等調査プロジェクトチームから「立川市入札事件実態調査結果及び提言等報告書」として提出されている。

一方、平成 16 年 2 月に、立川市議会および入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会において、前述の職員に対する実態調査を受け、市議会議員を対象にした同様の実態調査を行うべきとの要望が提起され、現職全市議会議員および過去に立川市議会議員を経験した元議員を対象としたアンケート調査を実施することが決定された。これを受け、立川市が当監査法人に依頼し、当監査法人の実施した入札・契約制度の調査・分析業務の一環として、「不正入札事件再発防止に向けた議員アンケート（以下、議員アンケート）」を追加的に実施することとなった。本報告書は、議員アンケートの結果を集約・分析し、報告することを目的としたものである。

なお本報告書においては、上述の弁護士の作業チームによる「立川市入札事件実態調査結果及び提言等報告書（以下、職員実態調査等報告書）」の内容も踏まえたものとしている。さらに本報告書の内容は、当監査法人の実施した入札・契約制度の調査・分析業務の結果報告書である「立川市入札・契約制度に関する調査及び分析結果報告書本報告書」にも反映している。

## イ 当監査法人が実施したアンケート調査の概要

### (ア) アンケートの目的

- 前述の通り、本件議員アンケートは、職員を対象とした「職員アンケート」を受けて実施したものであり、その主な目的は以下のとおりである。
  - 「職員アンケート」において提示された問題点（とりわけ市議会議員と職員との関係）等の裏付けとなる傾向の有無を把握すること
  - 「職員アンケート」において提示された提言等に対する市議会議員の意見等を把握すること
  - 談合・不正入札等の再発防止や、入札・契約制度改革に対する市議会議員の意見等を把握すること
  - 上記を行うことにより、「立川市入札・契約制度に関する調査及び分析結果報告書」を補足し、入札・契約制度改革に資すること
- このように、本件議員アンケートは、「過去にも犯罪行為等があったかどうかを明らかにする」といった調査を直接の目的とはしていない。

### (イ) アンケート実施対象者と回収と回答状況

- 本件議員アンケートの対象者は 53 名で、その内訳は、次のとおりである。
  - 現職の市議会議員：32 名
  - 過去 10 年間に於いて議員を経験した者（以下、元議員）：21 名
- 回答は無記名にて記入とした。平成 16 年 5 月 26 日現在の回答者数は、現職 30 名、元議員 14 名、不明 2 名の計 46 名である。それぞれの年齢別・当選回数別の内訳は、「Ⅱ. 2-1 アンケートにおける各設問の回答状況」を参照されたい。
- 「不明」を考慮に入れなければ、現職／元議員別の回収率は、現職：94%、元議員：67%である。
- アンケート回答者数には全くの白紙回答も 1 名含んでいる。

### (ウ) アンケート設問の概要

- 本件議員アンケートの設問は、大きく 4 つの部分に分かれている。
  - はじめに：あなたの属性について  
回答者の現職／元議員の別、年齢層、当選回数に関する質問。
  - 第 1 部：立川市職員との関係について  
主に議員から職員への「働きかけ」の実態に関する質問。
  - 第 2 部：業者等との関係について  
主に業者とのつきあいや贈答等の実態に関する質問。
  - 第 3 部：立川市の入札・契約制度等について  
入札・契約制度の改革や、談合／不正入札等の再発を防止するための施策（内部告発制度・議員倫理条例等）に関する質問。
- 前述の通り、本件議員アンケートの目的は「職員アンケート」の裏付けとなる傾向を把握することにあることから、本件議員アンケートの設問

は「職員アンケート」の設問に準じ、その傾向を確認できるような設問とした。

## ウ 本報告書に関する留意点

- 本報告書における当監査法人の判断材料となる情報は、アンケート回答に記載された内容に依拠している。また、アンケート回答は、アンケート実施の目的の性格上、その正確性や事実関係の有無についての調査・判断は、実施していない。
- アンケート回答の中には特定個人の名前が記載されていたケースもあったが、上述の通り、アンケート実施の目的からアンケート回答の正確性や事実の有無を確認しないこと等を鑑み、本報告書では当該個人名が特定できないように配慮した。
- 本報告書では、調査の目的に則り、「職員アンケート」を踏まえており、必要に応じて職員実態調査等報告書の内容を引用している。
- 通常、統計的な分析を行う場合、十分な数のサンプルに対して調査を行うことが必要であるが、本件議員アンケートの対象数は、前述の通り合計で53名と少数であり、この母集団において多数を占める意見のみから「統計的な傾向」を述べることはできない。このため、本報告書では、「Ⅱ－２．アンケート結果の詳細」において、少数意見についても全て取り上げることにした。

## (2) アンケート調査結果

### ア 総括意見

#### (ア) 立川市職員との関係について

##### 【議員アンケートの回答から見られた傾向】

- ① 職員に対し「働きかけ」等を行ったことがあるかどうかについては、46名中25名<現職：17名、元議員：8名>が「ある」と答え、「ここ3年で働きかけを行った相手の人数」に関する回答を勘案すると、少なくとも100件以上の「働きかけ」等があったことになる。
  - ▶ ただし、「働きかけ・口利き」と、「議員として当然の政治活動（要望・陳情含む）」の線引きが非常に難しいとの意見が多い。また、今回の議員アンケートでは「働きかけ」等の明確な定義を示していないため、上記の「ある」という回答が、必ずしも「不当な要求」を意味するわけではないことに注意を要する。
- ② 現在、不適切な「働きかけ・口利き」行為と、正当な議員としての「議員活動（市民要望の伝達等）」の区別に関する具体的な判断基準が明確ではないため、職員への接触（市民要望を伝えることも含む）を一切禁止すると市民からの要望に適切に対応できなくなるという意見が多かった。
- ③ 職員への接触の内容の回答結果につき、職員への接触（市民要望を伝えることも含む）の内容としては、以下の順に多くなっている。
  - 入所・入園に関する紹介・推薦（17件）
  - 特定の工事業者等の紹介・推薦（10件）
  - 特定の委託業者等の紹介・推薦（5件）
  - 市職員採用に関する紹介・推薦（5件）
  - 市職員人事に関する紹介・推薦（4件）
  - なお、その他の意見として、「公共施設の整備要望」「福祉・生活保護相談」等への立会いが多かった
  - ▶ 職員人事に関する「働きかけ」については、「職員の適材適所の配置という観点での提言をした」との回答も一部あった。
- ④ 市議会議員から職員への接触について、禁止または管理をするかどうかについては、以下のように意見が分かれた。
  - 一切禁止とすべき、または一切禁止とした上で全件記録／公開すべき（46名中12名<現職：8名、元議員：4名>）
  - 一切禁止とすべきではないが、議員が自らの判断で適切に行えばよい（46名中13名<現職：7名、元議員：5名、不明：1名>）
  - 一切禁止とすべきではないが、職員が重く受け止めてしまうことや密室性への批判を鑑み、何らかの管理は必要（要望と働きかけを区別する基準作り、記録／公開の仕組みづくりなど）（46名中12名<現職：10名、元議員：2名>）

### 【職員アンケートの回答傾向との比較から見られる特徴】

- ① 議員アンケートの回答内容からは、議員から職員への接触は、政治家としての日常的な活動の一形態と捉える意見が多いようである。一方で、職員の側からすると、議員からの接触は重く受け止められているようである。この意識の差は、非常に大きいと考えられる。
- ② 職員アンケートにおける「働きかけを受けた件数」と、議員アンケートにおける「働きかけを行った件数」を鑑みると、前者が後者を大きく上回っている傾向が見られる。議員の方は「単なる接触」と考えても、職員の方は「働きかけ」と感じる人が多いことを示唆している。ここにも、議員と職員の関係について、「意識の大きな差」が見られる。
- ③ 「働きかけ」等に対する対処として、職員アンケートでは「一切禁止とすべき」という回答が多かったが、議員アンケートでは一切禁止には否定的な意見が多い。一方、「陳情と同じであり制限や管理をする必要はない」との回答は職員アンケートでは非常に少なかったが、議員アンケートでは一定数あった。
- ④ 職員アンケートでは、議員から職員への「働きかけ」等への対処策として様々な方策が提案されていたが、議員アンケートで「取り組むべき」との回答が多かった方策には、次の2つが見られる。
  - 議員等の口利きや働きかけは、すべて陳情扱いとして稟議書を起案し決裁をとる（46名中16名＜現職：8名、元議員：8名＞）
  - 対市議会議員の監査団体を設置し、悪質な口利きや働きかけを発見した場合は、実名公表・罰則で対処する（46名中16名＜現職：10名、元議員：6名＞）

## (イ) 業者等との関係について

### 【議員アンケートの回答から見られた傾向】

- ① 立川市の競争入札参加資格業者および資格登録を希望する業者（以下「業者等」とする）と個人的な付き合いが「ある」と回答した議員は46名中16名<現職：13名、元議員：3名>であった。
  - ▶ 個人的な付き合いが「ある」と回答した議員の多くが地元出身と考えられ、地元が支持基盤であることから、業者等と知り合ったきっかけは「家が近所」「出身学校が同じ」「支持者」というものが多かった。
  - ▶ また、「個人的な付き合い」と「市政に関する意見交換」「支持者への挨拶」等の議員活動との区分が不明であるとの意見も多かった。
- ② 業者等から贈答等を受けたと回答した議員は、46名中24名<現職：14名、元議員：9名、不明：1名>に上った。
  - ▶ このうち、「職員への紹介の依頼」「職員への指名働きかけの依頼」「情報収集」といった意図を感じたという回答も見られた（46名中6名）。
  - ▶ また、個人的な付き合いとしては中元・歳暮もあるとして、特別の意図のない贈答等まで制限する必要はないとの意見も見られた。
  - ▶ なお、「現金・金券の贈与・提供を受けた」との元議員の回答も1名見られた。
- ③ 職員と業者等よりも、議員と業者等とのつながりが深いようである。これは議員活動への「支持」という行為を背景に、職員への働きかけを依頼しやすい環境があると考えられる。
- ④ その他、次のような意見が見られた。
  - ▶ 当選後、業者等への挨拶等の付き合いは当然とする意見もあった。
  - ▶ 「あっせん利得処罰法」との関係を踏まえた意見を回答した議員は、ごく一部であった。

### 【職員アンケートの回答傾向との比較から見られる特徴】

- ① 職員の場合、地元出身者・地元在住者は議員に比べると、相対的に少ないことから、地元業者との個人的な付き合いも、議員に比べると非常に少ないといえる（480名中4名）。
- ② 贈答等の受領も、職員の方が議員に比べると相対的に少ない（480名中122名）。ただし、議員と違って、個人的に付き合いがないにもかかわらず、贈答等を受けるケースがあるということ自体、職員の職務執行に関連する何らかの意図をもった贈答である可能性が高いとも思われる（議員の場合、あくまでもアンケート結果からみると、業者等に何らかの意図がなくても、「近所だから」等とする理由による個人的な付き合いも多いとも考えられ得る）。



## (ウ) 立川市の入札・契約制度等について

### 【議員アンケートの回答から見られた傾向】

- ① 入札制度については、「一般競争を原則としつつも、厳正な運用を前提として例外的に指名競争入札を行う」といった「競争性の確保」と「市内業者の受注機会の確保」とのバランスを重視した回答が多かった（46名中29名<現職：19名、元議員：9名、不明：1名>）。
- ② 市内業者等の育成・保護については、「業者等の競争性を重視した入札・契約制度を原則とするも、例外的に指名基準等の入札・契約制度を適正かつ厳密に適用する際に、地域要件も勘案すべきである。」という回答が多く（46名中26名<現職：17名、元議員：8名、不明：1名>）、入札制度に関する回答傾向と一致している。
  - ▶ ただし、地域要件による庇護が市内業者の競争力を結果的に弱めたとして、市内業者育成には、むしろ競争性を重視した入札・契約制度とすべきという意見も一部あった。
- ③ 内部告発制度については、多くが「必要」と回答している（46名中32名<現職：20名、元議員：11名、不明：1名>）。
  - ▶ 内部告発制度を必要とする理由として、「他の議員や業者等による不正入札等の存在」をあげる意見があった（46名中計17名）。
  - ▶ 「不正防止には当然必要」「職員を守るために必要」等、自分が特定の不正等の存在を認識しているかどうかに関わらず、制度として必要との意見も多数あったが、内部告発が必要な環境は本来望ましくない（風通しの良い組織作りが優先すべき）との意見も一部あった。
- ④ 現状の談合情報対応マニュアルでは不十分という意見、第三者機関による窓口設置、告発者の身分保証等の課題を指摘する意見は多かった。
- ⑤ 議員倫理条例については、「必要」と答えている回答が多かった（46名中29名<現職：21名、元議員：8名>）。
  - ▶ 倫理条例に盛り込むべき項目としては、「地位や権限を利用して不当に金品を收受し、又はその要求若しくは約束をする行為」「市が行う契約に関し、地位や権限を利用して不正にその影響力を行使する行為」「地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使する行為」等の具体的な局面・行為を禁止する条項を盛り込むべきとの回答が多かった。
  - ▶ 一方で、「ここまで具体的な項目にする必要はない」との意見や「議員として当然倫理観をもって活動しており、議員倫理条例の制定は不要」とする回答も一部あった。
- ⑥ アンケート全般に、職員人事面の問題点に触れる回答が見られた。
  - ▶ 「職員への働きかけの内容」の回答に「職員人事異動に関するもの」という回答が見られた（46名中4名）。また、「議員倫理条例に盛り込むべき内容」にも議員による職員人事への介入を防止する項目をあげる回答も見られた（46名中19名）。加えて、自由意見の中でも、人事面の問題を挙げる回答が見られた（46名中3名）。

- この回答傾向からは、議員による職員人事への過剰な介入も懸念される。ただし、この点に関しては、「行政執行の監視、職員の適材適所の配置」といった議員活動として当然の意見具申との関係も考慮する必要がある。

#### 【職員アンケートの回答傾向との比較から見られる特徴】

- ① 職員アンケートの回答では、入札制度に関しては、「市外業者の参入拡大、一般競争入札／参加希望型指名競争入札の拡大」「電子入札制度の導入」「入札・契約状況に関する情報公開」等、一般に「談合しにくい」といわれている制度の導入を提案する意見が多かった。また、職員の意見では、市内業者の保護育成については、その必要はないとの意見が数多くあった。このことは、議員の回答の多くが「競争性と地元業者受注機会確保のバランス」を重視している傾向と、全く異なっている。
- ② 職員アンケートの回答では、内部告発の必要を感じたと答えた職員は相対的に少数であった（480名中117名）。また、職員へのヒアリングにおいて、「働きかけ等を受けた際に上司に相談した」と回答した職員は非常に少なかった（21名中1名）。このことは、議員アンケートでは、内部告発制度は必要との意見が多い傾向とは異なっている。
  - 議員アンケートで導入に賛成の意見が多い内部告発制度につき、職員アンケートの回答を鑑みると、単なる密告奨励型の内部告発制度の導入というよりも、不適正な職務執行や不当な圧力の存在を排除し、相談者の権利等を十分に保護できるヘルプライン（内部通報制度）の導入と確立の必要性を示唆するものと考えられる。
- ③ 職員の倫理規定・実務マニュアル等の必要性については、職員アンケートにおいては肯定的な意見が80%に上っている。特に、不正・汚職防止の拠り所として実効性をもたせることが重要との意見が多く、働きかけの減少を期待する意見もあった。一方、議員アンケートでは「働きかけ・口利き」と、「議員として当然の政治活動（要望・陳情含む）」の線引きが非常に難しいとの意見が多く、働きかけ等に関する「職員と議員の意識の差異」も見られる。
  - 職員に関する具体的な行動指針や議員倫理条例等の策定にあたって、「働きかけ」等に関する何らかの基準を作ることが考えられるが、その際には「働きかけ」等に関する「職員と議員の意識の差」を十分に考慮に入れる必要があると考えられる。
- ④ 職員アンケートでは、汚職や談合の防止策に関連して「人事の問題点に触れる意見」が多かった。一方で、職員への働きかけの回答の内容に「職員人事異動に関するもの」という回答が見られた。
  - 議員の意図がどうであれ、議員から職員人事への意見・提言がある場合、職員にとっては大きな圧力となり、適正な業務遂行を阻害しかねない（あるいは阻害していると見られかねない）ということをも十分理解しておく必要があると思われる。

## (エ) 今後検討すべき課題等について

### a 議員倫理条例等の制定

- 議員による職員への接触については、職員の受け止めと議員の意識にギャップがあることから、「どのような接触が不適切な『働きかけ・口利き』にあたるのか」といった基準を明確化し、議員倫理条例等として明定することは重要であると考えられる。
  - 「不適切な『働きかけ・口利き』にあたる行為の考え方」として、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（あっせん利得処罰法・参考資料参照）における「あっせん行為」の考え方を参考とすることが有用である。
  - 議員は高い倫理観をもって活動していることは当然であろうが、今回のような事件が起こったことを考えるとき、「議員も改めて襟をただす」という意思表示を行うという意味でも、このような条例の制定は有用であると考えられる。

### b 「働きかけ・口利き」等に関する具体的なガイドラインの制定

- 議員倫理条例等の禁止項目に沿った「不適切な『働きかけ・口利き』にあたる行為の考え方」等を、具体的な事例等に落とし込んだガイドラインを制定することは重要と考えられる。
  - 業者選定については「入札・契約制度改革」の中で客観性・透明性のある制度を志向しているところであるが、特定の工事等の案件に結びつかないような単なる業者の「紹介」についても、入札・契約に何ら影響を与えないこと徹底すべきである。
  - 職員人事面での意見・提言については、職員への過剰な圧力となるようなケースを、職員の立場も勘案し、ガイドラインで明定することは有用であると考えられる。
  - 職員の倫理規程等の策定においても、議員からの接触に対する対処方法や行動の指針を具体的に定める必要がある。

### c 議員と職員との関係におけるその他の施策

- 「働きかけ・口利き」等に関する具体的なガイドラインを整備し、不適切な「働きかけ・口利き」と判断されるような議員の行為があった場合には、当該行為を受けた職員により文書化し、市民に対し情報公開する制度も重要と考えられる。
  - 当該公開文書については、第三者による確認・評価を経て公開するといった客観性を担保する仕組みを確立することも重要と考えられる。
  - 当該文書の文書化を行うこと自体を職員がためらうケースが想定されるため、ヘルプライン（内部通報窓口）の設置も有用である。ただし、あくまで通常の上司を通じた相談ルートが基本であり、その

ような風通しの良い職場の確保をコンプライアンス体制構築の一環として進めることがより重要である。

- 職員人事への議員の過剰な介入の結果、職員人事に影響が出るようなことを防止するためには、透明な人事制度の確立のための課題も検討することが必要である。
- d 業者等との関係における具体的なガイドラインの制定**
- 議員と業者等との関係については、「国家公務員倫理規程」における具体的な規定を参考にしつつ、立川市の市議会議員として実現可能なルールを定め、具体的なガイドラインとすることは重要と考えられる。
    - 議員と業者等との関係については、地域における個人的なつながりや、支持者としての関係があるとしても、「公人」としての最低限のルールを決めておく必要はある。

## イ アンケート結果の詳細

### (ア) アンケートにおける各設問の回答状況

本章では、今回の議員アンケートにおける各設問の回答状況の詳細について紹介する。  
まず、受領した回答全体の属性を集計すると、以下のとおりとなった。

各属性別の回答数<現職議員／元議員、年齢（30代／40代／50代／60歳以上）、当選回数（2回まで／3回以上）による区分>

現職／元議員	年齢 当選回数	30代 当選2回まで	30代 計	40代 当選2回まで	40代 当選3回以上	40代 計	50代 当選2回まで	50代 当選3回以上	50代 計	60歳以上 当選2回まで	60歳以上 当選3回以上	60歳以上 計
現職		2	2	3	2	5	7	5	12	3	7	10
元議員		0	0	3	1	4	0	1	1	0	9	9
不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		2	2	6	3	9	7	6	13	3	16	19

現職／元議員	年齢 当選回数	年齢不明 当選2回まで	年齢不明 当選回数不明	年齢不明 計	総計
現職		1	0	1	30
元議員		0	0	0	14
不明			2	2	2
総計		1	2	3	46

以下、アンケート第1部から第3部の各設問に対する回答および自由意見について、設問ごとに紹介する。

なお、設問・選択肢は一部省略した記載としている。正確な設問内容および選択肢の内容については、参考資料としてアンケート調査票を添付しているので、そちらを参照されたい。

また、単一回答を求める設問に対して複数回答しているものや、誤記と思われる回答があったが、全て回答用紙の記載どおりに集計したため、理論上の回答合計と実際の回答数の合計が合致しない場合がある。

## 【第1部：立川市職員との関係について】

Q1	
職員に対する働きかけの有無	
(1) ある	25
(2) ない (⇒Q8へ)	20
無回答	1

(Q1) 欄外に記載された意見

- 働きかけという設問の意図がわからない (現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 「働きかけ」の定義がよくわかりません (現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上)

Q2	
働きかけの方法	
(1) 職員の職場で直接依頼	18
(2) 職場以外で会って直接依頼	4
(3) 職場に電話して依頼	5
(4) 職員の自宅に電話して依頼	0
(5) その他 (具体的に回答票に記入)	2
無回答 (回答対象外20件を含む)	21

(Q2) における自由意見

- 市民要望である街頭やカーブミラー設置等の依頼は行った (現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 電話を職場にした上で、職員の職場直接依頼もしくは状況受理を依頼者本人といっしょに聞く (現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上)
- ある特定の団体が、福祉関係の事業所を設立するにあたり、行政との相談時に立ち会った (現職・年齢 40 歳代・当選 1~2 回)
- 指名入札業者の登録について担当者 (部・課長) に紹介 (元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)

Q3	
働きかけの相手部署 (複数回答可)	
(1) 企画部・総務部	13
(2) 都市建設部	14
(3) 環境下水道部	7
(4) 教育委員会・文化児童部	15
(5) 福祉保健部	14
(6) 市民部	6
(7) 事業部	5
(8) その他 (具体的な組織名を回答票に記入)	0
無回答 (回答対象外20件を含む)	21

(Q3) における自由意見

- 市民要望を伝えるので各部に渡っている (現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)

Q4		
働きかけの内容（複数回答可）		
(1)	特定の工事業者等の紹介・推薦	10
(2)	特定の委託業者等の紹介・推薦	5
(3)	特定の工事業者等の指名依頼	0
(4)	特定の委託業者等の指名依頼	1
(5)	特定の工事業者等への特定案件の発注依頼	1
(6)	特定の委託業者等への特定案件の発注依頼	0
(7)	入札・契約に関する非公開情報の収集	1
(8)	許認可の有利な取扱いの依頼	0
(9)	市職員採用に関する紹介・推薦	5
(10)	入所・入園に関する紹介・推薦	17
(11)	市職員人事に関する紹介・推薦	4
(12)	物品・サービス等の無償提供	0
(13)	その他（具体的に回答票に記入）	9
無回答（回答対象外20件を含む）		21

（Q4）における自由意見

- 福祉、生活保護相談、保育園入園相談（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 推薦の意味がわからない。業者の紹介や市民要望は議員としての仕事と思っている（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- （回答の）(10)や私道舗装の件、踏切拡幅など。また生活保護。ただし窓口に本人と一緒にいった後は本人に任せる（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 事務の促進（現職・年齢 60 歳以上・当選 1～2 回）
- 働きかけというよりも、公共施設整備、市民生活に関する問合せ等（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 日頃の議員活動で、職員の適材適所の配置や、保育所、学童保育所の待機児ゼロの早期解消を主張しているので、そのための提言をした（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- 市民・地元等からの要望で働きかけすべきと判断したもの（現職・年齢 30 歳代・当選 1～2 回）
- ある特定の団体が、福祉関係の事業所を設立するにあたり、行政との相談時に立ち会った。特にこの事業所に仕事をまわすよう働きかけしたものではない（現職・年齢 40 歳代・当選 1～2 回）
- 自衛隊機騒音、下水道整備、公園建設、マンション建設紛争、学校改修、生活保護（元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）

Q5		
過去3年間で働きかけた相手の人数		
(1)	1～2人	11
(2)	3～5人	8
(3)	6～10人	1
(4)	11人以上	5
無回答（回答対象外20件を含む）		21

Q6	
働きかけの効果はあったか	
(1) ある	13
(2) ない (⇒Q8へ)	10
無回答 (回答対象外20件を含む)	23

(Q6)における自由意見

- 業者の便宜を図ったかという意味であればなし (現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 便宜というより、市民からの陳情で職員にその依頼を押し付けるということは一切したことはない (現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上)

Q7	
働きかけの効果があった理由	
(1) 相手の職員が正しいと判断したから	5
(2) 相手の業務を円滑にすすめることができないようにすることを示唆したから	0
(3) 普段から親しくしているから	0
(4) 無視すれば、人事上の不利益をあたえることを示唆したから	0
(5) 以前からの慣行だから	3
(6) その他 (具体的に回答票に記入)	7
無回答 (回答対象外30件を含む)	32

(Q7)における自由意見

- 適正な市民の要望が適正に受け止められたケースにのみ是認される (現職・年齢 60 歳以上・当選 1~2 回)
- 働きかけや口利きではないが、職員に相談して解決した問題は沢山ある (現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上)
- 私の提言を提言として受け入れてくれた時もあるが、その時は市民のため、市のためになったと確信している (現職・年齢 50 歳代・当選 1~2 回)
- 行政事業が円滑に出来る様を日常活動で市民の協力を得ていたのを知っていた為 (元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 市民からの要望の範囲内で特に違法でない働きかけ (元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 普段から姿勢を正し、信用を得ている事が大切 (元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 但し、過去 3 年以内とすれば「Q3」はない (元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上)
- 便宜ではなく住民要望の必要性を認めたため (元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上)

Q8	
働きかけに対してどう思うか	
(1) 単なる業者等の紹介も含め、一切禁止すべき	12
(2) 各議員が自らの判断で適切に対応すればよい	13
(3) やってよい働きかけの基準を作るべき	8



(4) 議員活動として記録をとり、公開する	4
(5) 陳情と同じであり、特に問題なし	6
(6) その他（具体的に回答票に記入）	2
無回答	3

(Q8) における自由意見

- 水道工事以外の土木・建築関係工事も限られた業者（△△会？○○建設・◎◎建設）が××建設等で談合し、他の市内業者が応札出来ない状況にある。不公平があるから働きかけが多くあると思う（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- 市民要望を禁止するのは議員活動を制限する事になる（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 例えば、保育園に入れない理由を聞いたり、私道の舗装などは市民の陳情（請求）であり、いわゆる「口利き」といわれるものに該当するのかどうか。するとすれば市民からの要望は一切対応できなくなる（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 議員は市民から様々な相談を受けます。その解決の為に行政に相談をする時もありますが、それが働きかけでしょうか？市民の生活を守る為の当然の議員活動の一環であると思います（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 本市をよりよくするにはどうしたら良いのかで、私達議員は日々活動していると信じます。その政治信念に基づき、職員との意見交換、職員への提言は必要であると考えます。しかし、職員の受け取り方もまちまちであり、重責とを感じるならば、皆で基準を創ればよいと思う（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- やってよい働きかけや口利きの基準を作ることが難しく、曖昧な基準を作ってしまうといろいろな抜け道ができてしまうので、又選択肢の幅が狭いため（1）を選んだ。原則禁止とした上で、やってはいけない基準を明確に作って、なおかつ働きかけや口利きについては全て文書化し情報公開ベースに載せて公表する制度＝いわゆる「働きかけ・口利き・要望・要請・提言等文書化公表制度」を早急に作るべきだ。鳥取県、高知県、佐賀市、熊本市、上野市、相生市、大分市、中津市等の先進自治体を参考にして、良いところを取り入れた制度にすべきである。（現職・年齢 30 歳代・当選 1～2 回）
- 倫理条例を制定する。基本的にはこれで対応。議員として政策提言、執行権のチェック等が絡む問題については、微妙な問題でもあるので、公開し、市民が判断する。（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 日常の議員活動として市民よりの要望も数多くあり、要望が実現出来る様な活動が議員の一つの仕事と思う。金銭等の授受がなければと考える（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- (5)としても良いが、その働きかけに利得を受ける事があってはならない。尚、公開の際は堂々と適切な対応できる行動（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 議員も大人であるから、良識に従って判断する筈だが、乱れる場合は一定の基準も必要（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 但し、入札関係など金銭関係がからむものはだめ（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

Q9	
働きかけへの対処策（複数回答可）	
(1) すべて陳情扱いとして稟議書を起案	16
(2) 働きかけを受けた場合は、議会事務局と合議	2
(3) 議員の要望・要求は、議会の中で討論	3
(4) 監査団体を設置し、悪質な働きかけ等は、実名公表・罰則	16
(5) その他（具体的に回答票に記入）	6
(6) 上記のどれも取組むべきではない	6
無回答	7

(Q9)における自由意見

- 市職員の窓口対応の悪さの問題での話などは、稟議を具体的に出さないまでも、その場で抗議することはあり得る（現職・年齢40歳代・当選3回以上）
- 直接職場に、議員活動として要望や問合せ、政策提言などはある（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 一部の職員（特に◎◎、〇〇達は）は特定の議員の要望のみを聞くから、市側はもっと公正明大に（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 議員等の口利きや働きかけと、意見や提言と適切な判断が必要（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 後述の「倫理条例」等に照らして不正なものは公表すべき（現職・年齢60歳以上・当選1～2回）
- 議員活動と働きかけ、口利きを区別すべき（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 基準を作るべき（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 通常の議員活動、その政治信念と合致していれば、職員への提言はマイナスばかりではないと思う。要は、本人が議員として求められる倫理感があるかどうか、職員が公務員としての倫理感があるかが問題である（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 議員の口利きや働きかけについては、まず「働きかけ・口利き・要望・要請・提言等文書化公表制度」を作るべきである。悪質なものがあれば、市民等からの情報公開請求がなくともホームページや広報等で行政が公開する。  
 (1)の選択肢に近いのかもしれないが、行政側は議員の口利き・働きかけ・要望を文書化したものを回覧することとし（管理職と担当部署回覧）、あくまでも個人的な対応とせず、組織的な対応をして、情報の共有化をできるシステムを作るべきである。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）
- どんな口利きであれ、受けた部署が文章化し、本人の確認を取っておき、公開する。条例化等が必要。（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 職員にとり、「特に断りづらい議員からの働きかけや口利き」とは具体的にどのような場合を指しているのか。またその理由は何かわからなければ、方策のとりようがない。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）

## 【第2部：業者等との関係について】

Q10	
業者との付き合いの有無	
(1) ある	16
(2) ない (⇒Q16へ)	28
無回答	2

(Q10)における自由意見

- 設問が不適切。個人的付き合いとはどの程度か。挨拶する程度ものなのか (現職・年齢60歳以上・当選3回以上)

Q11	
業者との付き合いの程度 (複数回答可)	
(1) 一緒にゴルフ等のスポーツ	3
(2) 一緒に飲食に行く	6
(3) 一緒に旅行に行く	0
(4) 家庭を訪問しあう	3
(5) その他 (具体的に回答票に記入)	8
無回答 (回答対象外28件を含む)	30

(Q11)における自由意見

- 一緒に食事やコーヒーなど (現職・年齢60歳以上・当選3回以上)
- 職場訪問。立川市の談合体質の実態を聞くため、過去と今回の入札事件の概容を聞くため (現職・年齢50歳代・当選1~2回)
- 後援会役員 (現職・年齢60歳以上・当選3回以上)
- 会社に訪問し意見交換等をする (現職・年齢50歳代・当選3回以上)
- 各団体等の総会等 (現職・年齢50歳代・当選3回以上)
- 自宅に訪問して市政に対する要望等を聞く (現職・年齢50歳代・当選3回以上)
- 業者と議員との付き合いは、長い間地域で生きてきた以上、様々な態様がある。それを一様な質問で聞かれても困る。ルールをつくり (倫理条例等も含め)、ルールに従い、自制心と自覚を持ってことにあたるべきである (現職・年齢60歳以上・当選3回以上)
- 小生は、たかるな、おごるな等の信念で活動していたので、自己負担していた (元議員・年齢60歳以上・当選3回以上)

Q12	
業者との付き合いの頻度	
(1) 月に1回程度	3
(2) 半年に1回程度	7
(3) 1年に1回程度	3
(4) 数年に1回程度	0
(5) その他 (具体的に回答票に記入)	3
無回答 (回答対象外28件を含む)	30

(Q12)における自由意見

- 後援会行事に際して (現職・年齢60歳以上・当選3回以上)

- 挨拶で訪問（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 相手との関係により違う（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

Q13	
業者との付き合いの費用負担	
(1) 自分の分は必ず自分が出す	8
(2) 自分の分も時々業者等に負担してもらおう	2
(3) 自分の分はいつも業者等に負担してもらおう	0
(4) 自分が全部負担	1
(5) その他（具体的に回答票に記入）	5
無回答（回答対象外28件を含む）	30

(Q 1 3) における自由意見

- 後援会費用（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 挨拶で訪問する程度なのでなし（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- ご馳走になった時は後日必ず相応のお返しをする（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- (団体等の) 総会等で顔を会わず程度（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 費用はかからない（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 原則として自己負担であるが、相手により、状況により違う（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 指名業者の中にも従来より自己の仕事の関係で付き合いの深い人がいた（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

Q14	
業者との付き合いの期間	
(1) 1年以内	0
(2) 1年超 5年以内	2
(3) 5年超 10年以内	3
(4) 10年超	8
無回答（回答対象外28件を含む）	33

(Q 1 4) における自由意見

- 業者との付き合いの意図がわからない。挨拶に行くのは選挙の時以来行うのは当然である（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

Q15	
業者との付き合いのきっかけ	
(1) 政治活動に対する経済的支援を受けた	1
(2) 直接の経済的支援は受けていないが、支持者として知り合った	3
(3) 知人の紹介	1
(4) 学校の先輩・後輩・同級生で元々知っていた	5
(5) 家が近所だった	7
(6) その他（具体的に回答票に記入）	1
無回答（回答対象外28件を含む）	31

(Q 1 5) における自由意見

■ 元同僚市議（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

Q16	
業者からの贈答の有無	
(1) ある	24
(2) ない (⇒Q19へ)	19
無回答	3

(Q 1 6) における自由意見

- 送ってきた会社の社長に電話をし、引取りに来てもらった（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- その場で返した（元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）

Q17	
過去3年間に業者から受け取った贈答の回数	
(1) 1～5回	19
(2) 6～10回	4
(3) 11～20回	0
(4) 21回以上	0
無回答（回答対象外19件を含む）	23

Q18	
業者からの贈答の平均金額	
(1) 3,000円以下	12
(2) 3,000円超 5,000円以下	8
(3) 5,000円超 10,000円以下	0
(4) 10,000円以上	1
無回答（回答対象外19件を含む）	25

Q19	
業者から受けたその他の利得等の内容（複数回答可）	
(1) 現金や金券の贈与・提供	1
(2) 入手困難なチケットの手配・提供	0
(3) 関係者等の就職等のあっせん	0
(4) 債務等の弁済の肩代わり	0
(5) その他、上記に類似するもの（具体的に回答票に記入）	0
(6) 上記のどれも受けたことはない (⇒Q22へ)	42
無回答（回答対象外19件を含む）	3

Q20	
業者からの利得の意図の有無	
(1) ある	6
(2) ない (⇒Q22へ)	12
無回答（回答対象外19件を含む）	28

(Q 2 0) における自由意見

- 居宅建設業者（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

- ビル建設の孫請で、中間業者倒産、代金不払いを元請と交渉し、一部回収の際、お礼としていただいた。お断わりしたが、机に頭をつけてお願いされ受け取った（元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）

Q21	
業者からの利得の意図の内容（複数回答可）	
(1) 市職員への紹介をしてほしいのだろう	3
(2) 自分の会社が指名されるように、市職員に働きかけてほしいのだろう	1
(3) 入札等に関する情報を市職員から聞き出してほしいのだろう	1
(4) 以前に便宜を図った件に対するお礼だろう	0
(5) その他（具体的に回答票に記入）	3
無回答（回答対象外42件を含む）	40

(Q 2 1) における自由意見

- 生活相談、法律相談に対するお礼（現職・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）
- 入札に限らず市内外の情報が欲しいのでは・・・（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）

Q22	
業者からの贈答等の金額基準	
(1) 金額の多寡に関わらず、一切好ましくない	32
(2) 3,000円程度まで	3
(3) 5,000円程度まで	3
(4) 10,000円程度まで	2
(5) その他（具体的に回答票に記入）	4
無回答	3

(Q 2 2)

- 全て返却または同額の物を返すべき（現職・年齢 60 歳以上・当選 1～2 回）
- 中元・歳暮は日本の習慣だからやむを得ない。その他は額に関係なく好ましくない（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 金額の大小ではなく、贈与の意図にあると思う（現職・年齢 30 歳代・当選 1～2 回）

### 【第3部：立川市の入札・契約制度等について】

Q23	
立川市の入札・契約制度のあるべき姿	
(1) 一般競争入札を原則、例外は一切認めない	7
(2) 一般競争入札は市内業者の育成を妨げるおそれがあり限定的に適用	7
(3) 一般競争入札を原則とするが、指名基準等を適正かつ厳密に適用	29
(4) その他（具体的に回答票に記入）	2
無回答	2

#### (Q23)における自由意見

- 一般競争入札が原則だが、市外業者全部が入札に参加するのではなく、一般競争入札に門戸を開いている市に対してのみ対応すること（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 参加希望型にすべき。ただし、市内業者育成の事を考えるべきで、一定のルールは必要である（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 一般競争入札を原則とすべきであるが、市内業者の育成をどう図るかも大きな課題であるとする（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 行政は市内業者を守り育成する事を心掛けなければいけない。それを踏まえた契約制度改革をするべき（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 一般競争入札を原則とすべきであるが、市の納税者として、市内業者等の育成・保護は個性ある街づくりには欠かせないと思う（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- あえて(1)を選んだが、厳密に言えば、「例外」はほとんど認めるべきではないといったほうが正確であるかもしれない。とにかく、事務量の問題をクリアすることを前提に（資格審査の事後審査制や電子入札を前提にして）、市（行政）は指名権を持つべきではない。そもそも行政側が指名権を持たなければ、今回のような入札談合・汚職事件も起こりにくくなるし、政・官・業の癒着といわれる状況もある程度崩すことができる。もし、「例外」を作るとしたら、優良業者の優先枠を作る場合や将来的に考えられる総合評価方式等の政策入札の場合のみである。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）
- 一般競争入札については、長所も欠点もあり、現在勉強中であり回答しかねます。所詮、理事者の厳正な姿勢が全ての原点であると考えます。（現職・年齢40歳代・当選1～2回）
- バブル崩壊後、地元業者の育成と地域経済活性化という観点で地元優先にしていた傾向があり、その便乗を通し利用した議員が居た。指名業者の資格審査が甘いのが1つの原因。同族が多い（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 但し、地元業者育成は考えなければならぬ（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 市内業者育成の目的は今回の事件の根にある。市内業者が落札しても他市の業者が仕事をしていると聞いている（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）

Q24	
市内業者育成の考え方	

(1) 業者等の競争性を重視	10
(2) 業者等の競争性を重視した入札・契約制度は限定的に適用	5
(3) 業者等の競争性重視が原則、例外的に指名基準等（地域要件含む）を適正・厳密に適用	26
(4) その他（具体的に回答票に記入）	2
無回答	3

(Q24)

- 参加資格要件を検討すべき。ISOの取得や税金を払っているか等々（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 保護策は、結果として業者の体力を弱めることとなるので反対（現職・年齢60歳以上・当選1～2回）
- 立川市の今までの市内業者の育成・保護の観点は、地域要件によって、市内業者だけ入札へ参入させるというものだが、そうした市内業者育成・保護策は結局のところ談合を誘発してしまった面が大きい。また、市内業者だけに限ってしまうと入札参加者が少なすぎて競争性が働かないという根本的問題もある。今回の水道工事を巡る入札談合・汚職事件の裁判でも大分明らかになったが、起訴されたある業者の証言によると、談合は健全な会社経営も奪うことにつながるということである。つまり、談合によって簡単に利潤を得られることから、良いものを安く提供する経営努力がそがれ、著しく会社の競争力を低下させるのである。  
長年に渡って組織的な談合が繰り返され、貴重な税金が無駄にむさぼりつけられてきているという現状を考えると、真に経営力・技術力ある市内業者を育成するためには、入札制度に手心を加えて市内業者を庇護するのではなく、市外業者の参入による競争性が発揮されるような入札・契約制度という厳しい環境が必要である。  
もともと立川市が発注する公共工事には国や東京都の補助が出ていることが多く、他市の住民が支払った税金が含まれている。また、地元企業優先政策は職場確保の手段としても有効性・効率性の観点から劣っており、それによって「よりよいものをよりやすく」調達する機会を奪われ、立川市民が負担するコストが増えてしまえば本末転倒である。例えば、ドイツでは入札参加者の地域限定を禁止する制度が設けられている。これらの観点からしても地域要件は撤廃すべきである。  
市内業者の育成・保護は積算能力の向上のための支援やISO9001（品質管理マネジメント）などの取得のための支援、また不況下の厳しい資金繰りを援助するために、中小企業の不況対策としての融資制度の拡充等の支援で行うべきである。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）
- 指名業者の資格審査基準を明確にし、複数の人が数社の役員（となっている業者？）を除外すべきだ（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 市内業者が多すぎるという点も問題である。市内指定業者のみの工事を広く市外業者にも門戸を広げるべきである。独占的な事業で一般市民も高い買い物をしているのでは（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）

Q25	
談合や不正入札等の防止・摘発のために内部告発は必要か	
(1) はい	32
(2) いいえ（⇒Q27へ）	10



無回答	4
-----	---

Q26	
内部告発が必要な理由	
(1) 不正行為を業者等や業界団体から依頼されたから	1
(2) 不正な行為を外部（後援団体等）の圧力でやらざるを得なかったから	1
(3) 他の議員が不正行為をしているから	7
(4) 業者等や業界団体が不正行為をしているから	9
(5) 職員が不正行為をしているから	1
(6) その他（具体的に回答票に記入）	12
無回答（回答対象外10件を含む）	17

(Q26)における自由意見

- 土木建設業業界の一部特定業者と議員（一部の）が権力者に対しては言えない！土木建設業のほとんどの人が市側と特定の業者が癒着している事を知っている（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- (回答の) (1)や(2)は頼まれたのが前提となっているが、そういった事は一切なし。不正入札防止には一つの方法と思うから（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 不正をなくす意味からも内部告発制度は必要と考えている。けっして議員や職員を監視チェックするものではない。正しければ内部告発制度があってもよい。当然である（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 職員等の正義を助ける意味での内部告発制度の導入が必要と思われる（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 業者や議員の介入できないような制度を導入すべき（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 職員、業者、議員誰であれ、不正を告発しても、その人の人権や利益が守られる必要がある。そうした保護する法的根拠がないと告発は困難となる。（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 内部告発しなければならないような状況は望ましいとはいえない。しかし、入札事件が起こった以上、再発防止のために必要だろう。通常から風通しの良い、意見の述べやすい組織作りが必要である。（現職・年齢40歳代・当選1～2回）
- 立川市の場合は議員の一部が自ら談合や不正入札を（不正とっていない）指導し金銭を要望しているから、業者は談合等不正行為をする様なことを（従来から）している（議員からの働きが多い）（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 回答が一方的じゃないか？何故「知っている」という様な選択しか無いのか？不正を知る機会があれば告発すればよいのではないか？（元議員・年齢40歳代・当選3回以上）
- (4)の中には業者と議員との癒着も見え隠れしている場合もあり（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 談合は業者の生存の為、やむを得ない行為とみる風習がある（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- ○○党の××議員が特定業者の談合に加わり、工事落札価格を◎◎から聞き出し、公正な入札を妨害していたから。（回答者属性不明）

Q27	
談合情報対応マニュアルについて	
(1) 現状でも情報は十分に集まる	2
(2) 現状の談合情報対応マニュアルでは、談合等の防止につながらない	15
(3) 情報を提供しにくいので、市と独立した第三者機関に窓口にする	17
(4) 情報提供者の身分が保証されない限り、情報提供はされない	12
(5) その他（具体的に回答票に記入）	1
無回答	6

(Q27)における自由意見

- 市民参加の「入札監視委員会」を設置し、チェックをすべきと考えます（現職・年齢40歳代・当選3回以上）
- 情報の窓口を設ける必要無し。されど、人の口に戸板は立ちられず（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 現状の談合情報対応マニュアル制度のさらなる充実を考えるべき（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 特別委員会等を設置しても、原因を究明する意欲がなく、現状の把握のみで問題の解決にはならない体質だ（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 何故、複数回答にしないのか？（元議員・年齢40歳代・当選3回以上）
- (3)と(4)を信用すればよい（元議員・年齢60歳以上・当選3回以上）

Q28	
倫理条例の必要性	
(1) 必要である	29
(2) 必要ではない（⇒Q31～）	13
無回答	4

Q29	
倫理条例が必要な理由	
(1) 談合や不正行為がなくなり、公平な入札が行われる	17
(2) 業者等から働きかけを依頼されたときに断りやすい	5
(3) 不正行為によって一部の議員が業者等から支持を得ることは許されない	5
(4) その他（具体的に回答票に記入）	5
無回答（回答対象外13件を含む）	17

(Q29)における自由意見

- 議員各自、倫理感に自覚していれば必要ないが、かけている人もいる（現職・年齢60歳以上・当選3回以上）
- 当然である（現職・年齢50歳代・当選3回以上）
- 複数回答ができないのでその他としたが、(1)談合や不正行為がなくなり、公平な入札が行われることが期待できるから、(3)不正行為によって一部の議員が業者等から支持を得ることは許されないからの両方。また、今回の職員への実態調査の結果からも垣間見られるように立川市議のモラルの崩壊状況があまりにも酷すぎるので、それを戒めるためにも必要である。倫理条例だけが全てではないが、実効性のある条例が必要である。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）
- やっていいことと悪いことを明文化し、各々の議員が自覚しておく必要があ

る。現状では何も考えていないように思える。（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）

- 今回の事件に対する戒めとして（現職・年齢 30 歳代・当選 1～2 回）
- 無いこと自体が問題外（元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）

Q30	
倫理条例に盛り込む禁止事項（複数回答可）	
(1) 品位と名誉を損なう行為	14
(2) 不当に金品を收受、又はその要求・約束をする	23
(3) 政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附を受ける	17
(4) 寄附及びあいさつ状の頒布について公職選挙法に違反する	10
(5) 契約に関し、特定の企業等を推薦又は紹介	17
(6) 契約に関し、不正にその影響力を行使する	23
(7) 市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使する	23
(8) 市職員等の採用に関し推薦又は紹介する	18
(9) 市職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介する	19
(10) その他（具体的に回答票に記入）	5
無回答（回答対象外13件を含む）	16

（Q30）における自由意見

- 人として議員としての人格と品位を守る事が総てで具体例必要なし（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 1～9 すべてやってはならないことだと思う。ここまで具体的にしなければならぬかとも思う（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- ただし、（設問における）「契約に関し」がわからない。優れた技術をもつ会社を紹介するのは入札時期等に関係なく行うのは当然である（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 市民にも上記行為（回答の 1～10）を禁止する（現職・年齢 60 歳以上・当選 1～2 回）
- 部課長への職場での政党機関紙啓蒙の禁止（職員は皆、嫌々購読している）（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- （回答の）(1)はその時々の方関係等で少数議員が多数の力で陥れられる可能性がある。「品位と・・・」というのがあまりにもあいまい（元議員・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）

Q31	
倫理条例が必要でない理由	
(1) 効果が期待できないから	1
(2) 業者等の支持に具体的に応えるための活動がしにくくなる	0
(3) 条例をつくらなくても、当然倫理観をもって活動している	11
(4) その他（具体的に回答票に記入）	1
無回答（回答対象外29件を含む）	33

（Q31）における自由意見

- 議員は補助団体の長になってはいけないという申し合せが守られていないが、今一度徹底するべきである（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）

## (イ) 談合や不正入札の防止策に関する自由意見（全件）

今回の議員アンケートの最後の設問（Q32）において、談合や不正入札の防止策に関する提案や意見を自由に記載していただいた。

以下では、その記載内容について、全件紹介する。記載された内容の中には今回のアンケートに対する感想等も含まれているが、それらについても原文どおり紹介する。ただし前述の通り、個人の特定できる内容については、表現を変えてある。

### <自由意見－現職議員>

- 条例による入札監視委員会を設置すること（現職・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）
- 今回の事件では、一部の市議会議員の働きかけや口利きがあると指摘されました。私たち市議会議員も市民である業者の方から相談を受けた場合、議員活動の一環として担当課長などに問合せや要望を行うことがあります。私自身も過去に市内の小さな委託関係の業者の方から「不況で仕事がない。生活のため立川市の指名を受けたい」と相談されたことがあります。その場合でも不正行為や無理にお願いした訳ではなく、規則や規律に照らして出来ることなら、小規模企業である市内業者の育成のために政策提言として要望してきた事があります。（実績がないと断られましたが、何回か要望してきました）しかし、こうした議員活動も市民の皆さんに誤解を与えたとしたら信頼を失うことになり、今は素直に反省しています。1 日も早く働きかけや口利き規制のための政治倫理条例の制定や監視制度の確立、内部告発制度や電子入札など、入札制度の透明性確保のためのさまざまな方法を検討し、その実現をはかるために努力しなければならないと思っています（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 今回の談合汚職事件はまさに氷山の一角であり、土木建築関係は長年、大手ゼネコン、一部有力議員、市と深い関係の業者が意のままにしてきたと言われていています（市内業者の話）。〇〇の◎◎建設、××の△△建設等で落札率はほとんど 99% 台で市と噂の□□建設、●●建業が 7 割近くの仕事を落札する事に対し理事者は何ら疑う事もなく見過ごした責任は重大です。また随意契約に対しても大変不自然な状況です。こうして議会、市側、弁護士チーム、監査法人等が契約の正常化に向けて取り組んでいる最中にも、新年度（H16 年）に出す工事について談合の噂が入って来ています。16 年度の工事について（新生小学校の設備工事のように）取りあえず一般競争入札にすべきです（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- 誠に残念な事件である。これを機に、原因究明と再発防止策を立て、公平、公正、透明な市政運営に市も議会も取り組み、名実共に三多摩の中心都市となるべく努力すべく時である（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 第 1 に職員の倫理感である。議員や業者から働きかけがあってもモラルがしっかりしていればはねつける事ができる。第 2 に入札・契約制度を改善して談合をできない仕組みを作るべき。第 3 に議員の市民要望等の働きかけのルールづくりを検討すべき。議員活動を制限するような事はやるべきではない（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

- 倫理条例は行政と議会が一体で作成する必要がある。また第三者機関による入札監視委員会の設置が急務と考える（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 今回の事件は、市長の人事政策、公正、公平さということが重要ということを改めて明らかにした。また議員のあり方についても重い課題を突き付けたと思う。この機会に、市政、議会ともに透明性、分かりやすさを確立しなければならない。市民から信頼される「原因究明」「再発防止」のために努力する（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 電子入札制度、事前予定価格公表制度の導入、提案型入札制度の導入、実績重点主義の廃止、現状の入札期間に問題があるとしたら期間見直し（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- 1. これまでも問題となってきた口利きや不明朗な人事などをなくすために内部告発制度を実現すべきと考えます。2. 市役所の「保守的」な職場環境の改善のため、市役所内の徹底した議論と対策をすすめるべきと考えます。3. 入札・契約制度の透明性の確保のために、地元業者の育成をはかりつつ、電子入札制度などの方法の導入を検討すべきと考えます。4. 市民参加による「入札監視懇談会」を設置する条例を制定すべきと考えます（現職・年齢 40 歳代・当選 3 回以上）
- 公判で名前が出た政党に属する議員や名前が出た議員が正直にアンケートに答えるのか、そこに注目している。議会の自浄能力を発揮するために、このアンケートが役立つことを願っている（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 公契約に完全な自由競争制度を導入し、行政権力や政治家の暗躍する場を作らないことが必要。この結果、業界に淘汰や再編が生じるだろうが、国を挙げて構造改革を行っている中に、立川市のこの部分だけが温存されることはありえない。いつかは取り組まなければならない課題である。大鉦を振るうのは今である。政治家としての市議会議員の使命は、支援を受ける特定個人や団体の利益を代弁することではなく、市民全体の福利のために働くことであることを議員と支援者がともに認識すべきであり、選挙における投票の基準を候補者の政策と実行力に重点を置けば、市政は必ず変わると信じる（現職・年齢 60 歳以上・当選 1～2 回）
- 庁内の委員会、議会の特別委員会で真剣に再発防止に取り組んでいるので、今後できるであろう報告書に沿って対応していただければいいのではないのでしょうか。せっきくの議員アンケートですが、議員活動をよく理解されているとは思えない設問です。議員は市民の代表として、住民の要望を行政につなげる責任があります。困っている人、苦しんでいる人を救済する事が議員の果たす役割です。今回の設問では、どのように集約されるのか疑問です（現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 不正を許さない全てのチェック機能を有する第三者機関をつくるべきである（現職・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 設問が適切ではなく、意味がわかりづらい。議員は市民の代表として、日々、市民の願い、要望、陳述を聞くのが務めと思い活動している。そのことを行政に伝えているが、判断はあくまで行政であり、検討されるものだと思っています（現職・年齢 60 歳以上・当選 1～2 回）

- あっせん利得処罰法をよく勉強し、何が問題か等、基準づくりをすべきだ  
(現職・年齢 50 歳代・当選 3 回以上)
- 議員、行政(職員)、業界(市民)がそれぞれの責務や、市政を担っているとの自覚があれば今回のような事件は起こらないと思う。私達、議員は市民全体の奉仕者として、誰よりも倫理感が求められているし、高い倫理感を持って活動していると思うので、本来は、倫理条例のような物は必要ないと私は思いたいのだが・・・、議員間の話し合いで必要となれば反対はしない。また、市民に対しては、市民は主権者として、私達議員に対して、その影響力を不正に行使させるような行動を慎んで頂ければ、議員間のサービス合戦のような、これ迄の悪弊がなくなり、最大の防止策になると考えます  
(現職・年齢 50 歳代・当選 1~2 回)
- (1) 談合・不正を排除・追放する入札・契約制度の普段で抜本的な改革  
(2) 職員・議員の倫理規定の確立とコンプライアンス(法令遵守)条例の制定(3) 働きかけ・口利き・要望等の文書化(記録化)公表制度の確立  
(4) 内部告発・公益通報制度の確立(5) 適正な人事行政、人事管理の実行のための人事評価制度の大幅改善  
この5項目を柱として、とりわけ、(1)の入札・契約制度の抜本改革に力を入れるべきである。  
(1)については、まず、「談合が絶対にできないシステムの確立」ということで、
  1. 談合や不正をしにくい仕組みづくり
  2. 高値安定を防ぐ仕組みづくり
  3. 競争性・透明性・公平性を高める仕組みづくり
  4. 工物品質の確保(ダンピング・不良工事・手抜き工事の防止対策の確立)
  5. 市内業者の活性化と下請け・下請け労働者の保護
  6. 入札事務の省力化と効率化
  7. 入札情報の公開の拡大
 の7本柱を設定し、課題をこの7項目毎に分析・整理して、計画的に、具体的な目標年度を設定して取り組むことが必要である。  
特に早急に取り組むべき入札制度改革として以下の項目をあげる(公共工事について)。
  - ①指名競争入札をなくし、条件付一般競争入札・ダイレクト型への完全移行をすること。全て事後審査制にしていくこと(指名競争入札は特例を除いては原則廃止)。**【最優先】**
  - ②地域要件の大幅な緩和(市外業者の参入)。**【最優先】**
  - ③経審点数制限の緩和
  - ④JV工事の大幅な見直しをすること(大型工事には市内業者を40%以上使うというような下請要件をつけることに変える)。
  - ⑤更なる罰則規定の強化を図ること(指名停止期間を最高3年に)。
  - ⑥郵便入札を急ぐとともに電子入札を早期導入すること
  - ⑦低入札価格調査制度の導入を図ること(予定価格1000万円以上の工事に導入、調査体制、品質管理の強化=粗悪工事の防止)。**【最優先】**
  - ⑧談合、不正の調査義務の明確化を図り、長野県のように談合事件の追及経

験のある弁護士や大学教授、公正取引委員会のOBなど入れた第三者機関による強力な入札監視委員会をつくること。【最優先】

⑨立川市の業者が他自治体の事業に参入できるように、広域行政による公共事業発注組合の創設を検討していくこと。

⑩入札情報はインターネットにより（ホームページ）完全公開していくこと。また広報での一部公開。

⑪入札の公開。

⑫業者指名選定委員会の原則公開。

⑬下請業者、下請労働者を保護するシステムの構築・下請労賃の適正化（入札前に下請業者の記入義務付け、下請労働者の労務費の領収書添付義務付けなど）。

⑭談合情報対応マニュアルの改正（鎌倉市、川崎市、岐阜県、東海市等を参考に）

最優先とした6項目は今年度中に目処をつけて実施することが望ましい。遅くとも2005年度当初から導入すべきである。

2002年、地方自治体の公共工事の平均落札率を調査した日本弁護士連合会（日弁連）は、「過去の談合事件の刑事記録から、落札率90%以上の工事は、談合が行われている可能性が強い」と指摘し、「健全に競争すれば、落札率は75～80%になる。自治体は入札制度の改革を進めるべき」と提言している。指名競争入札をなくし、条件付き一般競争入札原則とすべきであり、ある程度の条件を満たせば、市内業者以外も参入できるような『誰もが参加でき、誰が参加しているか分からない制度』を導入することが肝要である。そのような改革に取り組んだ横須賀市、座間市、船橋市、明石市、松阪市、長野県、宮城県では、平均落札率が70～80%台に下がり、競争性が高まり、大きな経費削減につながり、税金のムダ使いをやめさせている。「よりよいものをより安く」が入札・契約制度の基本である。立川市もこれらの先進自治体のよいところを取り入れて改革に活かすべきである。

また業務委託についても、設計や監理などの業種を手始めとして全ての業種で順次、指名をなくし、条件付一般競争入札を導入すべきである。過渡的に指名を残す場合でも指名業者数の拡大や恣意的な指名を排除するためにコンピューターソフトによる指名方法等に切り替えるべきである。（現職・年齢30歳代・当選1～2回）

- 裁判やこれまでの市民の噂で名前が出ていながら、追求されなかった議員がいる。これはおかしい。この際明らかにされるべき。特別委は突っ込んで欲しい。議員と業者、職員と業者の癒着をなくしていく必要がある。細かな事実の積み重ねが必要。また、市長等行政トップが責任を感じていないのも不思議。責任ある人々が自らの身を処することを前提として制度を変えることが必要。（現職・年齢50歳代・当選1～2回）
- 今回の事件を期に本市における政・官・業の馴れ合い体質を脱却する意識をそれぞれの立場で持つ。入札については、応札価格以外も評価に入れ、総合的に判断する制度を確立する（現職・年齢30歳代・当選1～2回）
- 議会内の「入札事件特別委委員会」で、談合や不正入札の防止策が検討できるのだろうか？裁判で「働きかけをした」と名前のあがった議員が弁明する

場を設けるべき。その上でないと、防止策を作っても市民から信用されないのではないかと（現職・年齢 40 歳代・当選 1～2 回）

- 今回のアンケートの設問は非常に理解しづらく、議員としてのプライドを傷つけられるものであった。回答はしたくなかったが、議員（立川市の）としての義務だということで、回答した次第である。日本の議員の程度の低さを頭から決め付けられたようで、怒りさえ覚える。このようなことに市民の税金を使うこと自体、税金のムダ遣いである！（現職・年齢 50 歳代・当選 1～2 回）
- 今回の事件は、立川市に限らず、日本全体の風土のような気がします。ただ、時代も変化し、経済的にも不況になり、どの世界も余裕がなくなり、仕事に行き詰まりを感じている中、まだ懲りずに不正をしていた方々がいたということ、これはとても残念であり、馬鹿々々しいとも思います。職員の方々に関しては、はっきりとした態度をとるべきだと思います（議員に対して）。今後、契約制度については、「市民のチェック機関」を設けるべきだと思います。市民参画の市政にするために、契約制度においてもしっかりと監査していただく機関を設けることが大事だと思います。（現職・年齢 40 歳代・当選 1～2 回）

#### <自由意見一元議員>

- 今回の質問項目で入札・契約制度では業者からの働きかけの質問が多いが、立川市の場合の一部の議員から業者へ働きかけた行為が多い。議員の資質や行動を知る質問が必要と考える。今回の質問では問題解決の一助とはならない。今回の裁判での弁護士は行政や商工会等の知人が多く、問題を解決する様な人ではないと考える。議員の当り前の考えが多い人が居る限り解決にはならない（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 職員教育を含め、市長のガバナビリティーが求められているのではないかと。業者の育成は大切なことであり、業者間の情報交換の場は有っても当然であるが“関係者”との金銭のやりとりは指弾されるべきである（元議員・年齢 50 歳代・当選 3 回以上）
- 立川市政は一部長老議員が深く介入し、長い間市政を牛耳ってきた。今回の一連の不祥事は氷山の一角であり根本的な解決には程遠いと思う。市長・職員が毅然たる姿勢をもつ必要がある（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 此度の立川市不正入札事件により、市民と市行政に不安と不信を招いた。再発防止と信頼回復のため回答しました（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）
- 元議員で○歳代、○期となると特定できるので入札不正とは関係ない業者との相談トラブル解決、お中元等についても細かく書かざるを得なかった。不払、倒産、自己破産、住民や社員とのトラブル、税金問題など業者からの相談も少なくない。弁護士や税理士を紹介する程度のことでも解決の一步になる。議員が入札不正にかかわれない人物だと明確にしていれば、それ以上の相談はこない（元議員・年齢○歳代・当選○）
- 高額な事業に群がる、業者を排除することが何よりである。談合は当たり前といった体質が業者の根底にある。談合業者の市の事業参加禁止は永いほう



が良い。悪質な業者は追放があってもよいのでは。議員の倫理条例は早急に定めるべきであろう。（元議員・年齢 60 歳以上・当選 3 回以上）

<自由意見－回答者属性不明>

- 立川市の長年の不正入札は一部の議員、市上層部、業者によって行われていた。これは議員なら誰でも知っていること。市民の間でも立川市の談合体質は以前から話題になっていた。今回、一部職員の逮捕で事件が終結するのは、事件の本質に蓋をするだけでなく、本当の巨悪を見逃すことでもある。貴監査法人が事件の本質に迫ることを期待します。（回答者属性不明）

以上